

【 】を想定した避難確保計画【 年 月 日】作成

本避難確保計画は、水防法第15条の3第1項に基づいて作成し、区に報告するものであり、以下の3点を目的とする。

- 施設利用者の水害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ること
- 職員や施設利用者向けに防災教育や訓練を行い、対象災害への知識を深めること
- 訓練等を通じて計画の課題を抽出し、必要に応じて計画を見直すこと

施設の名称		施設の所在地	
施設管理者	管理権限者（代表者）氏名：	担当者氏名：	
担当者連絡先	電話番号：	メールアドレス：	

□本計画を作成及び修正した場合は、遅延なく区に報告する

1 施設の浸水想定 施設のあるフロア【 階】

浸水深	m (階まで)	浸水継続時間	時間 (日)
-----	----------	--------	---------

2 防災体制

利用者（平日）【 人】（休日）【 人】、施設職員（平日）【 人】（休日）【 人】地域の協力者【有/無】
情報収集伝達要員 【班長： 班員： 名】…気象情報等の収集・伝達、関係機関との連絡
避難誘導要員 【班長： 班員： 名】…避難誘導の実施、未避難者・要救助者の確認

3 臨時休業を判断する …通所施設などは臨時休業の判断基準を設け、要配慮者及び職員の被災を未然に防ぐ

(1) 以下のいずれかに当てはまる場合、休業する

- ①対象災害の襲来が予想され、公共交通機関の計画的な運休が予定されている
 - ②【 時】の時点で区内に以下のいずれかが発令されている ③【 時】
- 高齢者等避難 ○避難指示 ○緊急安全確保 ○大雨警報、大雨危険警報、大雨特別警報 ■高潮警報、高潮危険警報、高潮特別警報 ①荒川(岩淵水門)氾濫警報、氾濫危険警報、氾濫特別警報 ②神田川氾濫危険警報、氾濫特別警報

(2) 職員への休業の連絡は、【 】
保護者等への休業の連絡は、【 】

4 避難する …施設の性質上、休業できない場合（入所施設など）や、臨時休業の連絡が間に合わない場合は、避難する

避難先	建物内に十分な備蓄と浸水しない避難スペースが確保できるとき	施設のある建物の【 階】へ避難
	建物内に備蓄や避難スペースの確保ができないとき	系列施設又は指定緊急避難場所等【 】へ避難
	予定していた避難先が定員や災害の状況等により利用できないとき	近隣の安全な場所【 】へ避難

避難の流れ	① 体制移行の判断基準(下表)となる情報の連絡は、【 】
	② 職員への避難誘導開始の連絡は、【 】
	③ 保護者等への避難誘導を行う旨の連絡は、【 】 【例】
	④避難誘導要員は 体制2で避難誘導開始 体制3までに避難誘導を完了 する

体制	体制移行の判断基準	情報収集伝達要員	避難誘導要員
体制1	必須 ○台風の接近等の情報	・気象情報等の情報収集・施設内での情報共有	/
	参考 ①荒川氾濫注意報(岩淵水門) ○大雨注意報 ■高潮注意報		
体制2	必須 ○高齢者等避難	・気象情報等の情報収集・施設内での情報共有 ・保護者等への事前連絡 ・協力者等への協力依頼	・使用する資機材の準備 ・避難誘導開始
	参考 ①荒川氾濫警報(岩淵水門) ○大雨警報 ■高潮警報		
体制3	必須 ○避難指示	/	・職員を含む全ての人の避難 ・逃げ遅れた時の屋内安全確保
	参考 ①荒川氾濫危険警報(岩淵水門) ②神田川氾濫危険警報 ○大雨危険警報 ■高潮危険警報		
体制4	必須 ○緊急安全確保 ②神田川氾濫特別警報 ○大雨特別警報 ■高潮特別警報 ■高潮氾濫発生情報	・直ちに身の安全を確保	

5 情報収集手段

収集する情報	収集方法
高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	□安全・安心メール □防災行政無線
気象情報（注意報・警報等）、高潮の氾濫情報	□安全・安心メール □テレビ □ラジオ □インターネット
施設周辺の道路や水路の浸水状況	□職員による目視 ※施設の窓からなど安全な場所から実施

6 避難先経路図

（荒川洪水時） 避難先への移動時間： 移動手段：	
（神田川洪水時） 避難先への移動時間： 移動手段：	
（雨水出水時） 避難先への移動時間： 移動手段：	
（高潮時） 避難先への移動時間： 移動手段：	

7 備蓄品・資機材

目的	品目（数量）
情報収集・連絡	□避難確保計画 □スマートフォン【安全・安心メール受信用】 □携帯電話 □テレビ □ラジオ □タブレット □ファックス □乾電池（単3、単4） □携帯電話・スマートフォン用バッテリー □懐中電灯
避難誘導	□避難確保計画 □利用者名簿 □施設職員名簿 □案内旗 □携帯電話 □スマートフォン □懐中電灯 □携帯用拡声器 □ホイッスル □乾電池（単3、単4） □携帯電話・スマートフォン用バッテリー □軍手 □雨合羽 □ライフジャケット □ヘルメット □長靴
避難生活用資機材	□発電機 □電池式照明器具 □電池式ヒーター □電池式扇風機 □カセットコンロ □ガスボンベ □鍋 □カイロ □ブランケット □ライター □ろうそく □マッチ
備蓄1	□飲用水 □保存食 □缶切り □紙皿 □紙コップ □割りばし □スプーン
備蓄2	□簡易寝具 □替えの衣類・下着 □衛生用水 □タオル □ウェットティッシュ □ティッシュペーパー □簡易トイレ □トイレットペーパー □生理用品 □ポリ袋（大小） □マスク □歯みがきセット □石鹸
医薬品	□常備薬 □消毒薬 □手指消毒用品 □マスク □包帯 □絆創膏
その他	□持病薬 □入れ歯 □紙おむつ □粉ミルク □哺乳瓶 □離乳食 □おもちゃ
浸水防止資機材	□土嚢袋（土を含む） □スコップ □簡易水嚢用ポリ袋 □簡易水嚢用段ボール □窓補強用ガムテープ(台風時) □止水板 □応急処置用ビニールシート

8 防災教育及び訓練の年間計画

防災研修（新規採用職員向け）	毎年【 月】
情報収集伝達訓練・避難誘導訓練（全職員向け）	毎年【 月】
避難確保計画の見直し・備蓄品/資機材の点検	毎年【 月】…毎年出水期（6月）までを目安に行う

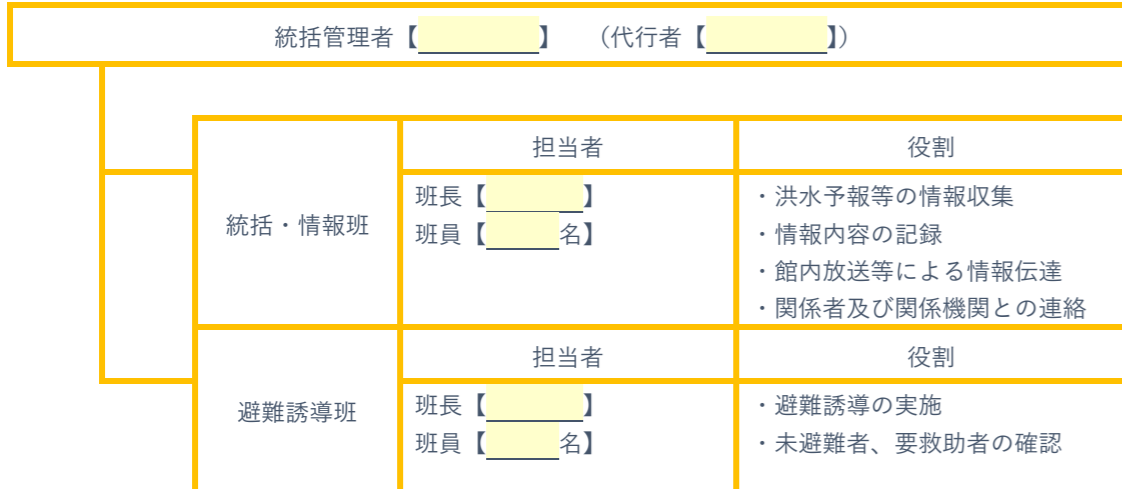
9 外部機関の緊急連絡先

消防署		警察署	
医療機関		地域の協力者	
中央区防災危機管理課	03-3546-5288	中央区管理調整課(水防担当)	03-3546-5420

10 自衛水防組織資料 ※自衛水防組織を設置する場合のみ、記入してください。

自衛水防組織とは、水害時の避難誘導を下記のような要領に基づいて行う体制であり、従業員数が比較的多い場合は設置することが望ましいとされています。

(1) 自衛水防体制



※既存の体制がある場合はそれを用いてもよい

(2) 自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

- 1 管理権限者は、洪水等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成する。
- 2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。
 - (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
 - (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- 3 管理権限者は統括管理者の代行者を定め、任務を代行するために必要な措置、命令、監督等の権限を付与する。
- 4 自衛水防組織に、班を置く。
 - (1) 班は、統括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。
 - (2) 各班の任務は、上記自衛水防体制に掲げるものとする。
 - (3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

- 1 管理権限者は、施設職員のスフトも考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
- 2 休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設で、休日・夜間に在館する施設職員等のみでは十分な体制の確保が難しい場合、管理権限者は近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。
- 3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

- 1 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
 - (1) 自衛水防組織の装備品一覧は、別途作成し、又は既存のものを活用し、施設内で適切に保管する。
 - (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに補完し、必要な点検を行うとともに、点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

- 1 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

(3) 自衛水防組織訓練

防災研修（自衛水防組織構成員向け）	毎年【 】月
情報収集伝達訓練・避難誘導訓練（自衛水防組織構成員向け）	毎年【 】月